



海外から届く種にご注意ください

令和2年8月

桜台自治会 生活環境部

最近、注文していないのに海外から種子が郵便で送られてくる事例があるようです。

植物防疫法の規定により、植物防疫官による検査を受けなければ、種子などの植物は輸入できません。

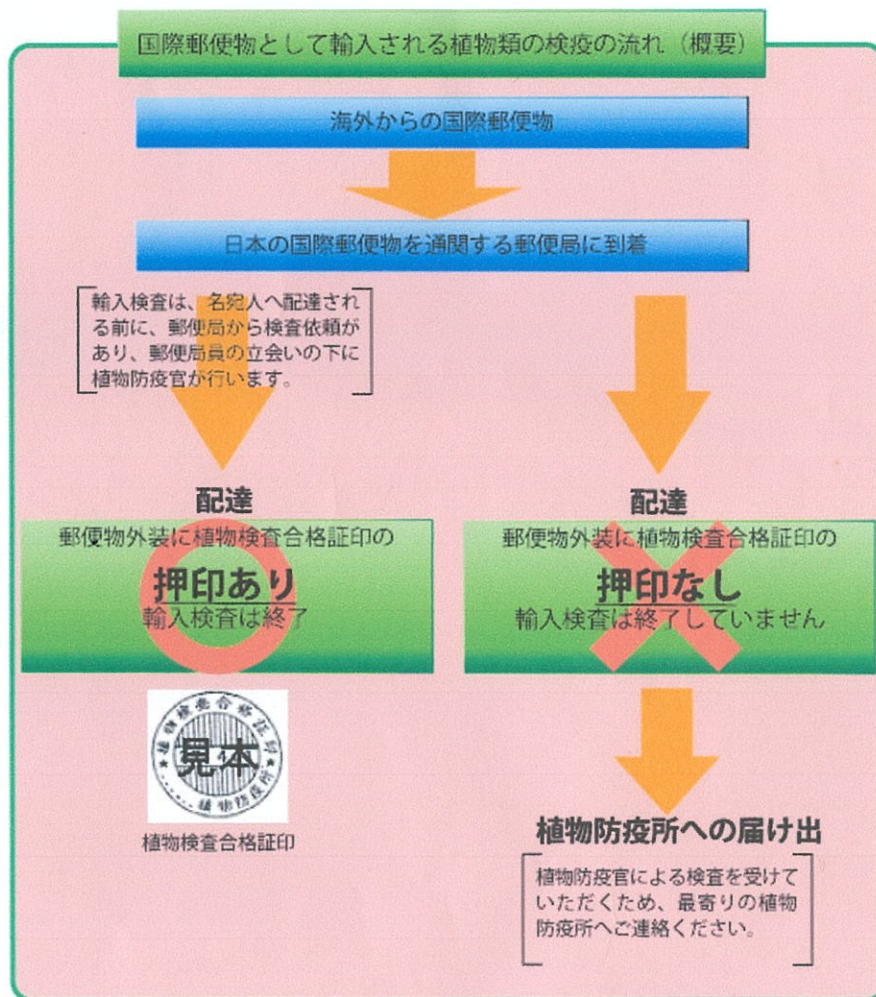
輸入時の検査に合格した場合は、外装に合格のスタンプ（植物検査合格証印）が押されます。

種、植物が届いたら、庭やプランターなどに植えないでください。

未開封の状態で最寄りの植物防疫所に連絡してください。

また、封筒が未開封の場合、配達後に受け取りを拒否することもできますので、郵便局にご相談ください。

※輸出国植物防疫機関が発行した検査証明書（Phytosanitary Certificate）が添付されていない苗や種子は輸入ができません。



横浜植物防疫所 東京支所 千葉出張所

〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-12-2 千葉港湾合同庁舎内

TEL 043-242-8401 FAX 043-388-0101